

## 序章 はじめに

### 1. ガイドライン策定・改訂の背景

放送コンテンツの製作取引については、平成 15 年の下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）の改正により、主に「情報成果物作成委託」に係る取引として、同法の規制対象に追加された。

総務省では、平成 20 年 1 月より、「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」（座長：舟田正之立教大学法学部教授（当時））を開催し、平成 21 年 2 月、トンネル会社の規制、発注書の交付及び契約書の取り交わし、買ったたき等の具体的事例とその解説を中心とする「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定した。

その後、平成 21 年 7 月に第 2 版（アニメ制作等、問題となり得る取引事例を追加）、平成 26 年 3 月に第 3 版（消費税増税対策を追加）、平成 29 年 3 月に第 4 版（下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準の改正に伴う改訂）、平成 29 年 7 月に第 5 版（ガイドラインの対象範囲に衛星放送事業者及びケーブルテレビ事業者を追加）と累次にわたり改訂を行ってきた。

そして、平成 30 年 6 月 4 日に規制改革推進会議において決定された「規制改革推進に関する第 3 次答申～来るべき新時代へ～」を受けて同年 6 月 15 日に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、放送コンテンツの製作現場の更なる環境改善のため、総務省において、実態調査の実施やガイドラインの見直し等に取り組むこととされた。また、情報通信審議会最終答申「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について」（平成 30 年 8 月 23 日）においても、ガイドラインの見直しや外部有識者から構成される体制の整備などについて提言が行われた。

こうした状況を受け、総務省では、平成 30 年 10 月から、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進するため、「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」（座長：舟田正之立教大学法学部名誉教授、以下「検証・検討会議」という。）を開催し、有識者、関係省庁、放送事業者及び放送番組製作会社の関係団体等による議論を重ね、令和元年 8 月に全体の構成を見直し、第 6 版として改訂された。

その後、令和元年 11 月から実施している総務省、公正取引委員会及び中小企業庁による「ガイドライン遵守状況調査」により、著作権の帰属について放送事業者と番組製作会社との間で認識の差が存在すること、番組製作会社間の下請取引についても適正化の課題が存在すること及び放送事業者によって下請法の対象となる取引（情報成果物作成委託）の範囲に関する理解等にばらつきがあることが明らかとなったため、同年 12 月より、検証・検討会議における議論を再開した。検証・検討会議では、3 月末までに順次実施された遵守状況調査の結果に加え、令和元年度から設問の改善を行った「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」フォローアップ調査の結果についての分析を行い、発注時に契約の類型や著作権の帰属等について明確化する

ことにより取引の透明性の向上を図るとともに、放送事業者と番組製作会社間の製作取引の適正化に留まらず、再委託も含めた取引の適正化を推進するための論点を整理し、集中的に議論を行った。

さらに、令和2年7月2日に規制改革推進会議において決定された「規制改革推進に関する答申」を受けて同年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、①業務委託類型別の著作権の帰属等の明確化、②元請けとなる番組製作会社が再委託を行う場合の番組製作会社間の製作取引の適正化、③3条書面に関する記載内容の明確化と役務委託を含む発注書面の雛形の充実、④各種事例の追加等を行い、本ガイドラインが従来目的としてきた放送事業者と番組製作会社間の製作取引の一層の適正化に留まらず、放送コンテンツの製作取引全体の適正化の実現に向け、この度、第7版として取りまとめたところである。

## 2. ガイドラインの内容

### (1) 策定の目的

本ガイドラインの目的は、自由な競争環境を整備しながら、番組製作会社のコンテンツ製作に係るインセンティブや、創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行を改善し、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進することにより、関係業界の発展につなげることである。

今後、放送事業者と放送番組製作会社が、本ガイドラインを参照し、より適正な番組製作委託取引を実現することにより、両者の良好なパートナーシップを構築すべきである。

### (2) 対象とする放送事業者・番組製作会社

本ガイドラインが対象とする放送事業者は、地上基幹放送、衛星基幹放送、衛星一般放送、有線テレビジョン放送等のうちテレビジョン放送を行う者とし、番組製作会社は、放送コンテンツの製作に関わる者とする。<sup>1</sup>

ただし、アニメ制作会社と二次下請アニメ制作会社（フリーランスを含む。）との取引については、経済産業省「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（令和元年8月）において対応している。

### (3) 対象とする法令

今回、放送コンテンツの製作取引の関係を分析するに当たり、適用される法律としては、民商法や刑法などの一般法のほか、下請法、独占禁止法、放送法、著作権

---

<sup>1</sup> 地上テレビジョン放送、BS放送、東経110度CS放送、東経124/128度CS放送、ケーブルテレビ等が対象となる。